



平成 28 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 住 友 電 設 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 坂 崎 全 男
(コード番号 1 9 4 9 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 経 理 部 長 野 口 亨
(TEL 0 6 - 6 5 3 7 - 3 4 9 0)

平成 28 年 3 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 27 日開催の経営会議において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日提出しましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
平成 28 年 3 月期有価証券報告書
2. 延長前の提出期限
平成 28 年 6 月 30 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 28 年 7 月 29 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 28 年 6 月 2 日付「子会社における不適切な会計処理の判明に関する件」、平成 28 年 6 月 17 日付「(開示事項の経過報告) 子会社における不適切な会計処理の判明に関する経過事項と今後の予定に関するお知らせ」のとおり、当社のインドネシア子会社 P. T. タイヨー シナール ラヤ テクニクにおいて、不適切な会計処理が判明いたしました。

今回の事態は、当社のインドネシア子会社 P. T. タイヨー シナール ラヤ テクニク副社長(工事を統括する部長)の人事異動(5月 18 日当社 HP にて公表)により、後任者が業務を引き継ぐ中で、2016 年度(平成 29 年 3 月期)の工事施工部門の利益計画と実際の手持工事案件の利益見通しとの間に大きな乖離があり、工事進行基準案件において、不適切な会計処理が行われていたことが判明したとの第一報が 5 月 23 日に当社に入ったことに端を発します。

これを受け、直ちに現地にて実態調査を進めていく過程で、工事進行基準の計算において、主に 2015 年度(平成 28 年 3 月期)完成工事のうち低採算工事を中心に 2016 年度以降完成予定である手持工事への原価付替により損失計上を回避する一方、手持工事の原価を過小に見積ることにより利益率を操作し、工事損失引当金の計上回避とあわせて付替原価に見合う完工高および利益を 2015 年度決算にて過大計上した事実が判明いたしました。

そして、過年度からの累積的影響額は営業損益ベースで▲15 億円程度と推定されたため、平成 28 年 3 月期の連結財務諸表の修正作業が必要と判断し、6 月 2 日、東京証券取引所にてかか

る事態を開示いたしました。

その後、6月6日に当社より当該子会社に調査員を派遣し、決算数値への影響額及び発生要因について調査を実施しております。当社より派遣した調査員は、2016年3月末時点の手持工事（約300件）について一件毎に予算の妥当性を検証修正し、適正な工事に原価を戻し原価を確定させ、進行基準を再計算し、四半期毎の影響額の確定作業を実施しております。

また、当該子会社幹部のヒアリングを実施した結果、事態の発生要因については、工事を統括していた元部長が工事施工部門の利益計画達成のために不適切な会計処理を指示していた模様であり、詳細について現在精査中です。

現在、現地と日本において並行して調査を継続しておりますが、平成27年3月期以前の決算訂正の要否判定、内部統制の不備の特定についての精査に予想以上の期間を要しており、当該調査の完了および適正な決算数値の確定については、6月中の完了を目指して進めております。

また、影響額の金額的重要性から、平成28年3月期の連結財務諸表等の修正に対して、有限責任 あずさ監査法人による通常の監査手続きに加え追加的な監査手続きが必要であり、当社は社内調査、決算確定作業について、有限責任 あずさ監査法人とも連携を密にし、情報を共有し、監査手続きに全面的に協力しております。

今後、当該調査の完了および適正な決算数値の確定と並行して行われている連結修正額の監査は7月上旬までかかる見込みです。

さらに、現時点では有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等の法定開示書類の修正箇所の特定制と遡及年度の特定制ができておらず、各書類の監査手続きには相当の日数を要し完了は最長で7月下旬までかかる見込みです。

このことにより、有価証券報告書の提出期限までに監査報告書を受領できない見込みです。

以上のような状況により金融商品取引法第24条第1項の提出期限までに有価証券報告書の提出は困難であるとの判断に至り、やむを得ず提出期限の延長申請を行うことといたしました。

今後、調査結果の網羅性と正確性の検証が必要であり、これらを踏まえた有限責任 あずさ監査法人の監査期間を考慮した結果、第91期（平成28年3月期）有価証券報告書の提出期限を平成28年6月30日から同年7月29日に延長するための承認申請書を提出しております。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合は、直ちにお知らせいたします。

株主、投資家、お取引先をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上